

静岡県犯罪被害者等支援条例

～めざそうよ被害者・加害者いない街～



「犯罪被害者等支援シンボルマーク」
ギュットちゃん

犯罪被害に遭われた方々は、近隣や職場、学校など日常生活、社会生活を送る中で、周囲の心ない言動などに苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくありません。

こうした犯罪被害に遭われた方々の状況やその心情に対する理解を深め、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成をめざして、静岡県犯罪被害者等支援条例を制定しました。



「静岡県犯罪被害者等支援条例」制定の背景

- ◇ 静岡県では、平成 17 年 4 月、犯罪被害者等基本法が施行されたことに伴い、平成 18 年に「犯罪被害者等支援総合調整窓口」を設置し、平成 23 年 11 月、「静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定するなど、支援施策を推進してきました。
- ◇ 今後、犯罪被害者等支援施策のより一層の充実を図るためには、県民総ぐるみで取り組む必要があると考え、基本理念、県及び県民等の責務、県が講ずべき施策など、支援の基本となる事項を定めた条例を制定しました。

条例の概要

目的

- 犯罪被害者等の権利利益の保護
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

基本理念

- **尊厳を尊重した支援**
犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、その名誉及び生活の平穏が害されてはならないこと。
- **理解と配慮**
犯罪被害者等の置かれた個々の状況やその心情に対する理解を深め、配慮すること。
- **途切れのない支援**
犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で支援を受けられるよう途切れのない支援を実施すること。
- **連携による支援**
犯罪被害者等に係る情報を関係する機関で共有し、必要な支援を連携して提供すること。

責務

- **県**
犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施すること。
- **県民**
犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮し、支援施策に関する取組に協力するよう努めること。
- **事業者**
事業活動を行うに際して犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分な配慮に努めること。
- **民間支援団体**
犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努めること。

基本的施策

- 相談及び情報の提供
- 経済的な助成に関する情報提供
- 心理的外傷等からの回復
- 居住の安定
- 捜査の過程における配慮
- 県民の理解の増進
- 支援従事者に対する研修
- 損害の回復を図るための情報提供
- 日常生活の支援
- 安全の確保
- 雇用の安定
- 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施
- 学校における教育
- 意見の反映

静岡県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して行われなければならない。この場合において、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、県民が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、民間支援団体、事業者その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつと、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念のつと、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県その他の犯罪被害者等支援を行うもの（以下「犯罪被害者等支援者」という。）が行う犯罪被害者等支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念のつと、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めること及び事業活動を行うに際して犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するよう努めることにより、犯罪被害者等支援の推進に努めなければならない。

(民間支援団体の責務等)

第7条 民間支援団体は、基本理念のつと、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努め、及び犯罪被害者等支援者が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

2 県は、民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画)

- 第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 推進計画は、犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組について定めるものとする。
 - 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くものとする。
 - 4 県は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害の回復を図るための情報の提供等)

第10条 県は、犯罪等による被害に係る損害の適切かつ円滑な回復を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第11条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を適切に行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、病院等への付添い、家事、育児に係る援助その他の日常生活に必要な援助が提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(心理的外傷等からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置する等必要な施策を講ずるものとする。

(緊急を要する犯罪被害者等支援の実施)

第18条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事件その他の重大な事件が発生した場合であつて、当該事件における犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町その他の犯罪被害者等支援に関係するものと協力して、当該事件に対応するための支援の態勢を整え、情報の提供、病院等への付添い、精神的な負担の軽減その他の緊急を要する犯罪被害者等支援を実施するものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が孤立することがないよう地域社会を形成するため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう、情報の提供、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する教育が学校において行われるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等)

第21条 県は、犯罪被害者等支援が適切に行われるようにするため、県及び市町の職員並びに民間支援団体の職員等であつて犯罪被害者等支援に従事するものに対して研修を実施する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第22条 県は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映する等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月

静岡県警察本部警務部警察相談課

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話: 054-271-0110

各種相談窓口

県・警察の窓口

名称	相談業務案内	電話番号	受付時間
総合相談窓口 (くらし交通安全課)	犯罪被害者等の総合相談窓口として各種相談に応じます。	054-221-3220	月～金 8:30～17:15
県警ふれあい相談室	各種犯罪、事故等でお困りの方の相談に応じます。	054-254-9110 (または #9110)	終日
警察署総合相談	各種犯罪、事故等でお困りの方の相談に応じます。	各警察署の警務課	随時
静岡県警察 ホームページ	各種相談、意見、要望等を受け付けています。	アドレス http://www.pref.shizuoka.jp/police/	終日
性犯罪被害 110 番	性犯罪被害に関する相談に女性捜査官が専門的に応じます。	0120-783870	月～金 8:30～17:15
少年サポートセンター	少年犯罪や非行に関する相談に専門職員が応じます。	0120-783410	月～金 8:30～17:15
生活安全相談所	ストーカーや家庭内暴力(DV)等の相談に専門相談員が応じます。	各警察署の生活安全課	随時
暴力相談	暴力団による被害、困り事等の相談に捜査員が専門的に応じます。	0120-548930 054-254-8930	終日
ひまわり窓口	女性でなければ話しにくい相談に女性警察官が応じます。	女性警察官配置交番 (警察署指定交番)	随時
ひまわり相談所	列車内等での痴漢被害相談に女性警察官が応じます。	鉄道警察隊本隊 054-255-3197	随時

その他の相談窓口

名称	設置機関	業務相談内容	電話番号	受付時間
静岡犯罪被害者 支援センター	民間援助団体	電話相談をはじめとする各種支援を行っています。	054-651-1011	月～金 10:00～16:00
被害者ホットライン	静岡地方検察庁	被害者からの相談や事件に関する問い合わせ等に応じます。	054-252-7204	月～金 8:30～17:30
あざれあ相談室	静岡県男女共同 参画センター	女性の悩みに女性の相談員、弁護士、精神科医が応じます。	054-272-7879	平日(水曜除く) 9:00～16:00
配偶者暴力相談 支援センター	静岡県女性 相談センター	DV(身近な人からの暴力)被害等の相談に応じます。	054-286-9217	祝・年末年始以外 9:00～20:00
法テラス	日本司法 支援センター	法律トラブルに役立つ情報やサービスの相談窓口の情報を提供します。	0570-079714	月～金 9:00～21:00
法律相談センター	弁護士会	法律や訴訟の相談に弁護士が応じます。	沼津 055-931-1848 静岡 054-252-0008 浜松 053-455-3009	月～金(要予約) 10:00～15:30
司法書士総合相談 センターしずおか	静岡県司法書士会	無料電話相談に司法書士が応じます。	054-289-3704	月～金 14:00～17:00
こころの電話	静岡県精神保健 福祉センター	不安、悩み、ストレスや心の病気等の相談に応じます。	賀茂 0558-23-5560 東部 055-922-5562 中部 054-285-5560 西部 0538-37-5560	月～金 8:30～17:00
子ども家庭 110 番	児童相談所	子供に関する悩みや困り事等の相談に応じます。	賀茂 0558-23-4152 東部 055-924-4152 中部 054-273-4152 西部 053-458-4152	月～金 9:00～20:00 土日 9:00～17:00
(財) 静岡県暴力追放 運動推進センター	民間団体	暴力団に関する困り事すべてに専門相談員が応じます。	センター 0120-508930 東部 055-962-8930 中部 054-283-8930 西部 053-473-8930	月～金 8:30～17:00